

秋田県公共工事契約業務連絡協議会規定

(昭和61年10月28日)

(名 称)

第1条 本会は、秋田県公共工事契約業務連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整等を行うとともに必要な調査研究等を行い、もって公共工事に関する契約業務の適正な執行に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一 公共工事の契約業務の執行等に関し、会員相互の連絡調整等を行うこと。
- 二 公共工事の契約業務の執行等に関し、必要な調査研究等を行うこと。
- 三 公共工事の契約制度の運用等に関し、北海道・東北地方公共工事契約業務連絡協議会等と連絡調整を行い、これらに対し提言等を行うこと。
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会 員)

第4条 会員は、次の各号にかかげる者とする。

- 一 秋田県建設部長・秋田県建設部次長及び秋田県の関係各課(室)長
- 二 市町村公共工事契約担当課(室)長

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

| | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 幹事長 | 1名 |
| 幹 事 | 若干名 |

(役員を選任)

第6条 会長は、秋田県建設部長をもって充てる。

2 副会長は、秋田県建設部次長並びに会員の互選により選任する市及び町村の各代表1名とする。

3 幹事長は、秋田県建設部建設政策課長をもって充てる。

4 幹事は、会員の互選により選任する。

(役員 of 職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときには会長があらかじめ定めるところにより、その職務を代行する。

3 幹事長は、幹事会を代表して会務を統轄する。

4 幹事は、幹事会を構成して会務を執行する。

(役員 of 任期)

第8条 役員 of 任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、年度当初開催するものとする。

3 臨時総会は、必要 of 都度開催するものとする。

4 総会は、会長が招集する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要に依じて会長が招集する。

(支部)

第11条 本会 of 運営を円滑にするため、秋田県各地域振興局 of 所管する区域ごとに支部を置く。

2 支部事務局は、秋田県各地域振興局総務企画部総務経理課内に置く。

(事務局)

第12条 本会 of 事務局は、秋田県建設部建設政策課内に置く。

(雑 則)

第13条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 本規定は、昭和61年10月28日より施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。

附 則

本規定は平成元年4月21日より施行する。

附 則

本規定は平成15年7月25日より施行する。

附 則

本規定は平成25年9月2日より施行する。